

目黒区自殺対策計画案について

1 策定の背景

国は自殺対策の更なる推進を目指して平成28年に「自殺対策基本法」を改正し、全ての都道府県及び市町村に計画の策定を義務づけるとともに、平成29年には自殺総合対策大綱の見直しを行った。

本区では、自殺対策基本法に基づき自殺対策に取り組んできたところであるが、自殺対策基本法の改正を受け、本区のこれまでの取組を発展させる形で、自殺対策を全庁的な取組として総合的かつ効果的に推進するために、平成30年9月に計画素案を取りまとめた。

このたび、計画素案に対するパブリックコメントを実施し、計画案を取りまとめた。

2 策定の主な経緯

平成30年	9月27日	政策決定会議で計画素案を決定
	10月10日	生活福祉委員会へ計画素案を報告
	10月25日	パブリックコメントを実施
平成31年	2月6日	政策決定会議で計画案を決定

3 計画素案に対するパブリックコメントの実施結果について

資料1のとおり

4 目黒区自殺対策計画案

目黒区自殺対策計画案の概要…資料2のとおり

目黒区自殺対策計画案…資料3のとおり

5 計画素案からの主な変更点

- ・パブリックコメントの意見を踏まえ、計画の推進体制に係る記載を修正するとともに、「目黒区地域保健協議会」等の構成員を明記した。
- ・自殺対策を支える人材の育成として、区民向けゲートキーパー養成講座の対象に民生委員・児童委員、ケアマネジャー等を明記し、講座名を地域向けゲートキーパー養成講座とした。

6 今後の主な予定

平成31年3月	目黒区自殺対策計画決定
3月25日	区報・ホームページにより計画策定を周知

以 上